

公的研究費に係る内部監査計画

アルスプラウト株式会社

- 1 最高管理責任者は、監査対象の当事者及び利害関係者を除く、社員のうちから内部監査員を指名する。
なお、内部監査員は原則として2名以上が望ましい。
- 2 内部監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部門等、関係部門等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。
- 3 内部監査の対象部門等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。
- 4 監査の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 会計監査
 - ・毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。
 - (2) リスクアプローチ監査
 - ・不正防止計画の進捗状況等を監査対象とする。
- 5 内部監査に際しては、予め対象部門に通知するとともに、監査結果は、監査対象部門並びに最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は必要に応じて監査対象部門を指導するとともに、監査結果のコンプライアンス教育等への活用を指示するなどして周知を図り、会社全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。
- 7 内部監査員又は最高管理責任者は、監査役及び会計監査人との連携を強化し、効率的な内部監査に努める。
- 8 最高管理責任者は、以下の点から、内部監査の質の向上を図る。
 - (1) 経理・監査経験のある社員や社内外の専門家を内部監査員に指名する。
 - (2) 内部監査員に社内外の専門家による講習・勉強会を受講させる。
- 9 内部監査計画は、過去のモニタリング及び内部監査結果等に基づいて随時見直し、効率化・適正化を図る。

2024年11月25日 最高管理責任者